

平成20年度の関税割当申請書及び 関税割当証明書の取扱い等について

平成20年度における関税割当申請書（以下「申請書」という。）及び関税割当証明書（以下「証明書」という。）の取扱い等については、関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号。以下「政令」という。）、重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令（昭和36年通商産業省令第35号。以下「省令」という。）並びに平成20年度の皮革及び革靴の関税割当てについて（関税割当公表第3号・平成20・03・06貿第1号。以下「皮革・革靴公表」という。）に定めるところによるほか、この関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について（以下「関税割当注意事項」という。）は下記に定めるところによる。

また、この関税割当注意事項において使用する用語は、政令、省令、皮革・革靴公表の例による。

なお、平成20年度の本関税割当制度は、関税率法等の一部を改正する法律案（平成20年法律第号）の成立及び施行をもって有効となる。

記

1 証明書の有効期間延長（申請）

(1) 有効期間延長は、次の①又は②のいずれか一の事由により、証明書の有効期間内に割当物品を輸入通関できなくなったことが確認できる場合には、1か月の範囲内において行う。ただし、有効期間延長申請が出来る申請者は、当該年度に発給を受けたいずれかの証明書で、申請時に一通関以上使用している者に限る。

① 輸出者の責による事由

② 天災、戦争、労働争議その他輸出者又は申請者のいずれかの者の責にも帰すことができない事由

(2) 有効期間延長を申請しようとする者は、有効期間の満了日までに、次の書類を証明書の発給窓口提出しなければならない。

① 関税割当証明書有効期間延長申請書（省令様式第2） 1通

② 関税割当証明書（有効期間を延長しようとするもの） 原本及びその写し 各1通

③ 関税割当証明書の有効期間内に割当物品を輸入通関することとなっている契約書等 *原本及

びその写し 各1通

- ④ 関税割当証明書の有効期間内に割当物品を輸入通関できなくなったことを証明する書面（例：割当物品の船積み遅延を連絡する輸出者からの通信文） *原本及びその写し 各1通
- ⑤ ③及び④の日本語訳（③及び④の書類が日本語以外の言語で表記されている場合） 1通
（※）③及び④の原本は、受付確認後直ちに返却する。

2 証明書の分割（申請）

- （1） 証明書の分割は、複数の税関でほぼ同時に通関しなければならなくなった等、分割する必要性が確認できる場合に限り行う。
- （2） 証明書の分割を申請しようとする者は、次の書類を証明書の発給窓口に提出しなければならない。
 - ① 関税割当証明書分割申請書（省令様式第3） 2通
 - ② 関税割当証明書（分割しようとするもの） 原本1通
 - ③ 分割する証明書により通関した割当物品に係る輸入許可通知書等（既に一部通関している場合）（次の（イ）から（ニ）までに掲げるいずれか一の書類）の写し 1通
 - （イ） 輸入許可通知書及び輸入（納税）申告控（Air-NACCS）
 - （ロ） 輸入許可通知書（Sea-NACCS）
 - （ハ） 輸入（納税）申告書（税関様式C第5020号）（税関の許可印が押印されているもの）
 - （ニ） 国際郵便課税通知書（税関様式C第5060号）（配達郵便局の日付印が押印されているもの）

3 証明書の名義変更（申請）

- （1） 名義変更は、以下に掲げる場合にできることとし、その手続きは次に定めるところによる。

なお、証明書の名義変更の承認は、提出された書類から判断して、正当な手続きを経て適法に行われていることが確認出来る場合に限り行う。

 - ① 法人の名義変更の場合（相続、合併、営業譲渡・譲受に係るものを除く。）

証明書の「申請者氏名（名称）」欄に記載されている法人の商号又は屋号、その他名称に変更があった場合には、その証明書の発給を受けた者は、変更後速やかに、次の書類を証明書の発給窓口に提出しなければならない。

 - （イ） 関税割当証明書内容変更申請書（注意事項様式第1） 2通

なお、当該年度に取得した証明書すべてを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、関税割当証明書内容変更届出書（注意事項様式第1） 1通
 - （ロ） 関税割当証明書（名義変更をしようとするもの） 原本及びその写し 各1通

なお、当該年度に取得した証明書すべてを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受領印があるもの） 写し1通

(ハ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 原本1通（変更後かつ申請日前1か月以内に交付されたもの）

(ニ) 法人の印鑑証明書 原本1通（印鑑も変更となった場合のみ）（変更後かつ申請日前1か月以内に交付されたもの）

② 個人事業者の名義変更の場合（相続、合併、営業譲渡・譲受に係るものを除く。）

証明書に記載されている個人事業者の氏名、商号又は屋号、その他名称に変更があった場合には、その証明書の発給を受けた者は、変更後速やかに、次の書類を証明書の発給窓口に提出しなければならない。

(イ) 関税割当内容変更申請書(注意事項様式第1) 2通

なお、当該年度に取得した証明書すべてを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、関税割当証明書内容変更届出書（注意事項様式第1） 1通

(ロ) 関税割当証明書（名義変更をしようとするもの） 原本及びその写し 各1通

なお、当該年度に取得した証明書すべてを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受領印があるもの） 写し1通

(ハ) 名義変更を証する書類 1通

例：取引先への変更通知状、公的機関等への変更届出等の写し

なお、個人事業者から法人（代表権者は個人事業者名）への名義変更の場合には、次の書類

a 「個人事業の（開）廃業等届出書」の控えの原本及びその写し 各1通（税務署の文書收受印があるもの）（控えの原本は、受付確認後返却する。）

b 設立した法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 原本1通（変更後かつ申請日前1か月以内に交付されたもの）

c 設立した法人の印鑑証明書 原本1通（変更後かつ申請日前1か月以内に交付されたもの）

③ 相続による名義変更の場合

被相続人（亡くなった方）が持っていた輸入通関数量の実績（皮革又は革靴の関税割当てに係るもの）及び証明書を、相続人が承継しようとする場合には、相続人は、相続後、次の書類を証明書の発給窓口に提出しなければならない。

なお、相続人は、皮革・革靴公表第5の1の申請要件を満たした者でなければならない。

- (イ) 関税割当証明書内容変更申請書（注意事項様式第1） 2通
なお、当該年度に取得した証明書すべてを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合も同様とする。
- (ロ) 関税割当証明書（名義変更をしようとするもの） 原本及びその写し 各1通
なお、当該年度に取得した証明書すべてを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受領印があるもの） 写し1通
（また、既に返納している前年度の関税割当証明書の名義も変更する場合（輸入通関数量の実績を承継しようとする場合）には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受領印があるもの） 写し1通）
- (ハ) 申請者（相続人）の印鑑登録証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）
- (ニ) 未成年者登記事項証明書 原本1通（申請者（相続人）が未成年の場合で、申請日前1か月以内に交付されたもの）
- (ホ) 申請者（相続人）が皮革・革靴公表における新規者に該当する場合には、次の書類を提出すること。
- a 申請者（相続人）の「平成19年分の所得税の確定申告書B（第一表及び第二表）」及び「平成19年分収支内訳表」（青色申告者は「青色申告決算書」）の控えの*原本1通（税務署の文書收受印があるもの）
なお、確定申告書が提示できない場合には、上記提示書類に代え、「個人事業の開（廃）業等届出書」の控えの* 原本及びその写し 各1通（税務署の文書收受印があるもの）
（※）控えの原本は、受付確認後直ちに返却する。
- b 事業内容確認書（公表様式第2） 1通
- c 申請要件を満たす申請日前1年間において、二通関以上自ら輸入した貨物の輸入申告価格（C I F建て）の合計額が50万円以上又は一通関100万円以上となる実績の事実を証する次の書類 各1通（一通関毎）
- 1) 締結した輸入契約書の写し 1通
※ 発注書（Purchase Order）、見積書（Proforma Invoice）も可とする。また、契約日、貨物名、契約数量（輸入数量）、契約金額、船積地、船積予定日等が明記され契約相手先の名称、住所等が確認されれば電子メールの写しも可とする。
- 2) 自己の名において輸入通関した実績金額に係わる貨物の輸入代金決済の事実を証するT/T送金等の書類の写し 1通
- 3) 輸入許可通知書等（次の（a）から（d）までに掲げるいずれか一の書類）の写し 1通
（a） 輸入許可通知書及び輸入（納税）申告控（Air-NACCS）

- (b) 輸入許可通知書 (Sea-NACCS)
- (c) 輸入 (納税) 申告書 (税関様式C第5020号) (税関の許可印が押印されているもの)
- (d) 国際郵便課税通知書 (税関様式C第5060号) (配達郵便局の日付印が押印されているもの)
- 4) 輸入通関実績に係わる貨物の船荷証券 (B/L) 又は航空運送状 (AWB) の写し 1通
- 5) 輸入通関実績に係わる貨物の仕入書 (インボイス) の写し 1通

④ 合併による名義変更の場合

合併後の新法人が合併した旧法人の合併前の輸入通関数量の実績及び証明書を承継しようとする場合には、合併後の新法人の代表権者は、合併後、次の書類を証明書の発給窓口に提出しなければならない。

- (イ) 関税割当証明書内容変更申請書 (注意事項様式第1) 2通
 なお、当該年度に取得した証明書すべてを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合は、関税割当証明書内容変更届出書 (注意事項様式第1) 1通
- (ロ) 関税割当証明書 (名義変更をしようとするもの) 原本及びその写し各1通
 なお、当該年度に取得した証明書すべてを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書 (受領印があるもの) 写し1通
 (また、既に返納している前年度の関税割当証明書の名義も変更する場合 (輸入通関数量の実績を承継しようとする場合) には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書 (受領印があるもの) 写し1通)
- (ハ) 合併を決議したときの合併当事者の株主総会の議事録 (有限会社の場合には、社員総会での決議を証する書面、合名会社、合資会社又は合同会社の場合には、社員の総意を証する書面) 写し1通
- (ニ) 合併契約書 写し1通
- (ホ) 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書 (ただし、合併後に解散等した場合には、閉鎖事項全部証明書)) 原本各1通 (合併当事者全員のもので、申請日前1か月以内に交付されたもの)
- (ヘ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第15条第2項に基づき公正取引委員会に届出書を提出した場合 その写し1通
- (ト) 合併の当事者のいずれかに、更正手続開始の決定、整理開始の命令、特別精算開始の命令又は破産手続開始の決定があった場合には、それらのことを証する裁判所が発行した通

知書 写し1通

- (チ) 申請者（合併後の新法人）の印鑑証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）

⑤ 営業譲渡・譲受による名義変更の場合（法人同士の場合に限る。）

営業権等を譲り受けた法人が営業を譲渡した法人の輸入通関数量の実績及び証明書を承継しようとする場合には、営業譲受法人の代表権者は、営業譲受後、次の書類を証明書の発給窓口に提出しなければならない。

ただし、営業を譲渡した法人が新規者であって、承継されようとしている証明書が一度も使用されてない場合には、名義変更は認めない。

なお、営業譲受会社は、皮革・革靴公表第5の1の申請要件を満たした者でなければならない。

- (イ) 関税割当証明書内容変更申請書（注意事項様式第1） 2通

なお、当該年度に取得した証明書すべてを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合も同様とする。

- (ロ) 関税割当証明書（名義変更をしようとするもの） 原本及びその写し 各1通

なお、当該年度に取得した証明書すべてを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受領印があるもの） 写し1通

（また、既に返納している前年度の関税割当証明書の名義も変更する場合（輸入通関数量の実績を承継しようとする場合）には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受領印があるもの） 写し1通）

- (ハ) 営業譲渡・譲受を決議したときの両当事者の株主総会の議事録（営業譲渡・譲受をした営業権等の内容が両当事者又は一の当事者にとって重要でなかったため、株主総会で決議されなかった場合には取締役会の議事録、有限会社の場合には、社員総会での決議を証する書面、合名会社、合資会社又は合同会社の場合には、社員の総意を証する書面） 写し1通

- (ニ) 営業譲渡・譲受契約書 写し1通

- (ホ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書（ただし、営業譲渡後に解散等した場合には、閉鎖事項全部証明書）） 原本各1通（両当事者のもので、申請日前1か月以内に交付されたもの）

- (ヘ) 独占禁止法第16条において準用する第15条第2項に基づき公正取引委員会に届出書を提出した場合 その写し1通

- (ト) 営業譲渡会社が、更正手続開始の決定、整理開始の命令、特別精算開始の命令又は破産手続開始の決定があった場合には、それらのことを証する裁判所が発行した通知書 写し1通

(チ) 申請者（営業譲受会社）の印鑑証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）

(リ) 申請者（営業譲受会社）が皮革・革靴公表における新規者に該当する場合には、次の書類を提出すること。

a 事業内容確認書（公表様式第2） 1通

b 申請要件を満たす申請日前1年間において、二通関以上自ら輸入した貨物の輸入申告価格（CIF建て）の合計額が50万円以上又は一通関100万円以上となる実績の事実を証する次の書類 各1通（一通関毎）

1) 締結した輸入契約書の写し 1通

※ 発注書（Purchase Order）、見積書（Proforma Invoice）も可とする。また、契約日、貨物名、契約数量（輸入数量）、契約金額、船積地、船積予定日等が明記され契約相手先の名称、住所等が確認できれば電子メールの写しも可とする。

2) 自己の名において輸入通関した実績金額に係わる貨物の輸入代金決済の事実を証するT/T送金等の書類の写し 1通

3) 輸入許可通知書等（次の（a）から（d）までに掲げるいずれか一の書類）の写し 1通

(a) 輸入許可通知書及び輸入（納税）申告控（Air-NACCS）

(b) 輸入許可通知書（Sea-NACCS）

(c) 輸入（納税）申告書（税関様式C第5020号）（税関の許可印が押印されているもの）

(d) 国際郵便課税通知書（税関様式C第5060号）（配達郵便局の日付印が押印されているもの）

4) 輸入通関実績に係わる貨物の船荷証券（B/L）又は航空運送状（AWB）の写し 1通

5) 輸入通関実績に係わる貨物の仕入書（インボイス）の写し 1通

(2) 同一の名義変更について、2以上の内容変更申請書（内容変更届出書を含む。以下同じ。）を同時に提出する場合には、内容変更申請書及び証明書以外の書類は、いずれか一の内容変更申請書に添付すれば、それらの書類を他の内容変更申請書に添付する必要はない。

4 証明書の内容変更（届出）

(1) 証明書に記載された次の事項に変更があった場合には、その証明書の発給を受けた者は、変更後速やかに、次の書類を証明書の発給窓口に提出しなければならない。

届出該当事項：住所、電話番号、法人の代表権者、証明書に押印された印鑑

① 関税割当証明書内容変更届出書（注意事項様式第1） 2通

なお、当該年度に取得した証明書すべてを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には1通

② 関税割当証明書（内容変更をしようとするもの） 原本及びその写し 各1通

なお、当該年度に取得した証明書すべてを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受領印があるもの）の写し1通

③ 変更を証する書面（次のいずれかに該当する書面）

（イ） 法人の場合

a 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 原本1通

（住所又は代表権者が変更となった場合で、変更後かつ届出日前1か月以内に交付されたもの）

なお、登記簿に登録していない事務所を証明書の住所としている場合には、事務所建物の不動産登記事項証明書の原本又は賃貸借契約書の写し 1通

b 法人の印鑑証明書 原本1通（印鑑が変更となった場合で、変更後かつ届出日前1か月以内に交付されたもの）

（ロ） 個人事業者の場合

a 住所変更通知等変更を証する書面 1通（住所が変更となった場合）

b 個人事業者本人の印鑑登録証明書 原本1通（印鑑が変更となった場合で、変更後かつ届出日前1か月以内に交付されたもの）

（2） 同一の内容変更について、2以上の内容変更届出書を同時に提出する場合には、内容変更届出書及び証明書以外の書類は、いずれか一の内容変更届出書に添付すれば、それらの書類を他の内容変更届出書に添付する必要はない。

5 証明書の再発給

（1） 再発給は、証明書を紛失し又は汚損した場合であって、かつ、依頼日前2年間に証明書の再発給が行われていない者に対して、提出された書類から判断し、確認できる未使用の割当数量の範囲内において行う。

なお、再発給する証明書の有効期間は、当初の証明書の有効期間とする。

（2） 証明書の再発給を依頼する者は、次の書類を証明書の発給窓口へ提出しなければならない。

① 関税割当証明書再発給依頼書（様式任意） 1通

② 関税割当申請書（省令様式第1） 2通（新たに再発給するためのもの）

③ 証明書を紛失した場合には、次の書類を提出すること。

（イ） 発給を受けた割当数量から既に使用した割当数量を差し引いた未使用の割当数量を確認できる書面 1通

（ロ） 紛失した証明書の写しがある場合には、その写し 1通

（ハ） 紛失した証明書で通関した輸入許可通知書等の写し 1通

④ 証明書を汚損した場合には、その汚損した証明書の原本

（3） 経済産業省は、証明書の再発給により無効となる原証明書の証明書番号、割当てを受けた者の

氏名（名称）及び住所、割当年月日、有効期間の満了日並びに割当物品名について、『経済産業公報』及び『JETRO通商弘報』において公告する。

なお、再発給日は、公告の日以降とする。

6 証明書の無効等

- (1) 経済産業省は、関税割当ての申請又は証明書の内容変更申請、分割申請、返納若しくは再発給依頼のときに、重要な事実を告げなかった者若しくは真実でないことを告げた者又は提出すべき書類の提出を怠った者に対して、当該年度に発給された証明書を返納させ、又は無効にし、さらにその事実が判明した日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで（当該年度の初めての証明書の発給までに判明した場合には、翌年度の末日までとする。）申請を認めないことがある。
- (2) 経済産業省は、他人の証明書を使用した者又は証明書を他人に使用させた者に対して、当該年度に発給された証明書を返納させ、又は無効にし、さらにその事実が判明した日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで（当該年度の初めての証明書の発給までに判明した場合には、翌年度の末日までとする。）申請を認めないことがある。
- (3) 経済産業省は、(1)又は(2)により、証明書を無効とする場合には、その証明書の証明書番号、割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所、割当年月日、有効期間の満了日並びに割当物品名について、『経済産業公報』及び『JETRO通商弘報』において公告する。

7 追加資料の提出

受付後の審査に当たって、この関税割当て注意事項に定められた提出すべき書類以外の書類が必要となった場合には、経済産業省は、申請者に対して追加書類の提出及び説明を求めることがある。

8 申請の取下げ

申請を行った後、受理された申請書を取り下げる場合には、申請日の属する週の金曜日までに、申請日に交付された引換書を申請窓口に提出しなければならない。

9 その他

(1) 代理申請について

- ① 実績者の委任状による代理申請は可能。ただし、1人の申請者が申請窓口において一度に申請できるのは3申請までとする（実績者の委任状により代理人が申請する場合又は自らの申請及び代理による申請の双方の申請をする場合を含む。）。また、代理人が申請する場合、申請の際に、委任者（実績者）自身が自署で作成した関税割当て注意事項に定める「委任状（代理人用）」（注意事項様式第3）を提出しなければならない。

なお、全体をタイプ等使用（委任者が法人の場合には、委任者欄のみゴム印使用は可）で作成した委任状による申請は、受理しない。

- ② 新規で申請する者は、申請時に提出書類の記載内容等の確認のため、代理申請は認めない。

(2) 身分確認について

申請時等には、本人確認のため、次の①から⑧までの書類（住所及び氏名が記載されているものに限る。）のいずれか一つの提示を求める。ただし、申請者が法人であって代表権者以外の者が申請書類を持参した場合には、その者が当該法人の従業員であることが確認できる①又は②（社名が確認出来るものに限る。）の書類のいずれか一つの提示を求める。（名刺は不可）

①社員証（又は代表権者が発行した従業員である旨を証する任意の書類） ②各種健康保険証
③運転免許証 ④各種年金手帳 ⑤各種福祉手帳 ⑥住民基本台帳カード（写真入りのものに限る。） ⑦外国人登録証明書 ⑧旅券（パスポート）

(3) 関税割当申請書等の記載要領については、【別記】のとおりとする。

【別記】

関税割当申請書等の記載要領

1 各種様式

- (1) 省令で定める次の様式は、関税割当ホームページ (<http://www.meti.go.jp/policy/tariff/page2.htm>) から入手できる。

なお、政府刊行物サービスセンターなどでも販売している。ただし、省令様式は、申請者が独自に作成した様式では、申請を受理しない。

- ① 関税割当申請書（省令様式第1）（両面が印刷されていないものは、申請を受理しない。）
 - ② 関税割当証明書有効期間延長申請書（省令様式第2）
 - ③ 関税割当証明書分割申請書（省令様式第3）（両面が印刷されていないものは、申請を受理しない。）
- (2) 皮革・革靴公表及び関税割当注意事項で定める次の様式は、関税割当ホームページ (<http://www.meti.go.jp/policy/tariff/page2.htm>) から入手できる。

なお、公表、注意事項の各様式は、申請者が作成しても差し支えない。

- ① 関税割当輸入実績表（公表様式第1）
- ② 事業内容確認書（公表様式第2）
- ③ 関税割当証明書使用状況表（再割当枠申請用）（公表様式第3）
- ④ 関税割当返納確認書（公表様式第4）
- ⑤ 「自ら輸入」申告書（公表様式第5）
- ⑥ 関税割当証明書内容変更（申請・届出）書（注意事項様式第1）
- ⑦ 委任状（法人権限委任用）（注意事項様式第2）
- ⑧ 委任状（代理人用）（注意事項様式第3）

2 共通事項

- (1) 「申請者氏名（名称）」欄

- ① 法人にあつては、登記された商号（会社名）又は名称（団体名）を記載する。
- ② 個人事業者にあつては、個人事業者本人の名前を記載する。商号、屋号等を使用している場合には、それらも併記する。

- (2) 「申請者住所」欄

- ① 法人にあつては、登記された本店又は実際の営業所（輸入業務を行う）の住所を記載する。
- ② 個人事業者にあつては、印鑑登録証明書の住所を記載する。

- (3) 「電話番号」欄

担当者の所属する部署の電話番号を記載する。

(4) 「記名押印又は署名」欄

① 法人にあつては、次の記載例により、代表権を有する役員が役職名とともに記名し、法人の印鑑証明書の印鑑を押印する。 (記載例) 代表取締役社長 ○○○○ 印

なお、代表権者から委任を受けた者(以下「受任者」という。)の名で申請する場合には、受任者が役職名とともに記名し、代表権者が指定する印鑑を押印する。この場合、代表権者からの委任状が必要となるので、注意事項様式第2の「委任状(法人権限委任用)」又はそれに準じて作成した委任状を提出すること。

② 個人事業者にあつては、個人事業者本人が記名し、本人の印鑑登録証明書の印鑑を押印する。

(5) 「資格」欄

① 法人にあつては、「代表権者」と記載する。

なお、受任者が申請する場合には、「受任者」と記載する。

② 個人事業者にあつては、「本人」と記載する。

(6) 「申請年月日」欄

申請をする年月日を記載する。(記載例) 平成20年(又は2008年)○○月○○日

3 関税割当申請書(※Ⅱ証明の内容以下は記入しないこと。)

(1) 「関税率表番号」欄には、次表の記載例により割当物品の関税率表番号を記載する。

割 当 物 品	記 載 例
牛馬革(染着色等したもの)	41.04ex
	41.07ex
牛馬革(その他のもの)	41.01ex
	41.04ex
	41.07ex
羊革・やぎ革(染着色等したもの)	4105.30-1
	4106.22-1
	4112.00-2(1)
	4113.10-2(1)
革製及び革を用いた履物(スポーツ用のもの及びスリッパを除く。)	64.03ex
	64.04ex
	64.05ex

(2) 「品名」欄には、次表の記載例により割当物品の名称を記載する。

割 当 物 品	記 載 例
牛馬革(染着色等したもの)	牛馬革(染着色等したもの)
牛馬革(その他のもの)	牛馬革(その他のもの)
羊革・やぎ革(染着色等したもの)	羊革・やぎ革(染着色等したもの)
革製及び革を用いた履物(スポーツ用のもの及びスリッパを除く。)	革製及び革を用いた履物(スポーツ用)

リッパを除く。)	のもの及びスリッパを除く。)
----------	----------------

- (3) 「数量及び単位」欄には、申請しようとする割当数量を、次表に掲げる単位を用いて、かつ、整数（小数点以下は切り捨てる。）により記載する。

割 当 物 品	単 位
牛馬革（染着色等したもの）	㎡
牛馬革（その他のもの）	
羊革・やぎ革（染着色等したもの）	
革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）	足

4 関税割当証明書有効期間延長申請書

(記載例)

証明書番号	延長年月日	延長の理由
20A第100001号	平成21年4月10日まで	*船積み遅れにより、当初の予定どおり通関できないため

(※) 変更の理由を簡潔にその要点のみを記載する。

5 関税割当証明書分割申請書

(記載例)

*1 関税割当 証明書番号	割当数量の分割の内容				
	I	II	III	IV	V
20A第100001号	500足	1,700足			
*2 分割の理由	複数の税関で同時に割当物品を通関させるため。				

(※1) 「関税割当証明書番号」欄には、分割をしようとする元の証明書の証明書番号を記載する。

(※2) 「分割の理由」欄には、簡潔に分割の理由を記載する。

6 関税割当証明書内容変更申請書（様式の名称中「届出」の文字を消して使用すること。）

「証明書の番号」欄には、内容変更の申請をしようとする証明書の証明書番号を記載し、内容変更の種類に応じて、次により各欄に必要事項を記載する。

- (1) 割当数量の変更

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
数量及び単位	*1 1,000㎡	*2 (空欄)
変 更 の 理 由	市場動向の変更により、輸入数量が減少するため。	

A 割当数量の現在残量	B 返納数量	C 今後の使用予定数量
※ ³ 764.158㎡	※ ⁴ 264.158㎡	※ ⁵ 500㎡

(※1) 割当数量（過去に変更されている場合には、変更後の割当数量）を記載する。

(※2) 何も記載しない。変更後の数量は経済産業省で印字する。

(※3) 申請時の割当数量の残量を記載する。

(※4) 今回返納することとなった数量を記載する。

(※5) 今後使用する予定数量（整数）を記載する。

(2) 法人の名義変更

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
申請者氏名（名称）	※ ¹ ○○○○	※ ² △△△△
変 更 の 理 由	（例）会社名を変更したため。	

(※1) 変更前の申請者氏名（現に関税割当てを受けている者）の氏名を記載する。

(※2) 変更後の会社名等を記載する。

(3) 個人事業者の名義変更

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
申請者氏名（名称）	※ ¹ ○○○○	※ ² △△△△
変 更 の 理 由	（例）商号を変更したため。	

(※1) 変更前の申請者氏名（現に関税割当てを受けている者）を記載する。

(※2) 変更後の商号等を記載する。

(4) 相続による名義変更

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
申請者氏名（名称）	※ ¹ ○○○○	※ ² △△△△
変 更 の 理 由	（例）相続により、この証明書（の輸入通関数量の実績）を承継するため。	

(※1) 被相続人（現に関税割当てを受けていた亡くなった方）の氏名を記載する。

(※2) 相続人の氏名を記載する。

(5) 合併による名義変更

(記載例)

内容変更の事項	※ ¹ 変更前	※ ² 変更後
申請者氏名（名称）	○○○○	△△△△
申 請 者 住 所	○○○○	△△△△
記 名	○○○○	△△△△
電 話 番 号	○○○○	△△△△

変更の理由	(例) 合併により、この証明書 (の輸入通関数量の実績) を承継するため。
-------	---------------------------------------

(※1) 合併前の旧法人 (現に関税割当てを受けている者) の名称、住所、記名 (代表権者)、電話番号を記載する。

(※2) 合併後の新法人の名称、住所、記名 (代表権者)、電話番号を記載する。

(6) 営業譲渡・譲受による名義変更 (法人の場合に限る。)

(記載例)

内容変更の事項	※1 変更前	※2 変更後
申請者氏名 (名称)	〇〇〇〇	△△△△
申請者住所	〇〇〇〇	△△△△
記名	〇〇〇〇	△△△△
電話番号		
変更の理由	(例) 〇〇の営業等を譲り受けたことにより、この証明書 (の輸入通関数量の実績) を承継するため。	

(※1) 営業譲渡会社 (現に関税割当てを受けている者) の名称、住所、記名 (代表権者)、電話番号を記載する。

(※2) 営業譲受会社の名称、住所、記名 (代表権者)、電話番号を記載する。

7 関税割当証明書内容変更届出書 (様式の名称中「申請」の文字を消して使用すること。)

「証明書の番号」欄には、内容変更の届出をしようとする証明書の証明書番号を記載し、次の記載例により各欄に必要な事項を記載する。

(1) 事務所の住所と電話番号が変更された場合には、次の記載例による。

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
申請者住所	〇〇〇〇	△△△△
電話番号	〇〇〇〇	△△△△
変更の理由	(例) 事務所を移転したため。	

(2) 証明書に押印された印鑑を変更した場合には、次の記載例による。

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
印鑑	(変更前の) 印影	(変更後の) 印影
変更の理由	(例) 登録した印鑑を変更したため。	

8 関税割当証明書再発給依頼書

(1) 「再発給依頼書」の様式は、任意とするが、様式の大きさは、A列4番とし、次のa～kまで

の各項目を記載し、紛失した時の状況又は汚損した時の状況、割当を受けた数量の使用状況等を説明し、証明書の再発給を依頼する文言を付して、記名押印する。

a 依頼者氏名（名称）、b 住所、c 依頼年月日、d 電話番号、e 紛失又は汚損した証明書の番号、f 割当年月日、g 有効期間満了日、h 関税率表番号、i 割当物品名、j 当初の割当数量、k 現在までに使用した割当数量及び未使用の割当数量

- (2) 再発給用の関税割当申請書（省令様式第1）2通を、上記1から3により作成する。「数量及び単位」欄には、未使用の割当数量を記載する。

【注意事項様式第1】

関税割当証明書内容変更（申請・届出）*書

経済産業大臣 殿

申請（届出）者氏名(名称) _____

申請（届出）者住所 _____

記名押印又は署名 _____ 印 資格 _____

申請（届出）年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 電話番号 _____

申請（届出）の明細

証明書の番号	
--------	--

内容変更の事項	変更前	変更後（数量変更の場合は記載しない。）

変更の理由	
-------	--

A 割当数量の現在残量	B 返納数量	C 今後の使用予定数量	左欄は、数量変更の場合のみ記載してください。C欄の数字が変更後の割当数量となります。

番 号 _____

年月日 _____

この関税割当証明書内容変更申請は、申請のとおり承認する。

経済産業大臣の記名押印 _____

注1 用紙の大きさはA列4番とします。

2 *印のあるところを、申請書として使用するときは「届出」の字句を、届出書として使用するときは「申請」の字句を消してください。

【注意事項様式第2】

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

法 人 名

代表権者

役職名

氏 名

印

委 任 状

(法人権限委任用)

私は、下記の表に掲げる当社の役職者の名で、経済産業大臣に対する関税割当ての申請及びそれに関連する諸申請・届出を行う一切の権限を委任したので届け出ます。

また、使用する印鑑は同表の右の欄に押印したものとします。

記

役職名	委任した者の氏名	使用する印鑑

注1 人事異動等により、委任した者を変更した場合には、その都度、新たな委任状を提出してください。

2 この委任状は2通提出し、そのうち1通に窓口で受付印の押印を受けてください。

次回からの申請等では、その受付印の押印された委任状の写しを正規の委任状に代えて提出することができます。

委任状

(代理人用)

経済産業大臣 殿

(委任者)

住 所

申請者氏名 (名称)

役職・代表者氏名 印

私は、下記の者を代理人と定め、次の事項に関する権限を委任します。

記

(代理人)

住 所

会 社 名

代理人氏名
(窓口への来訪者)

連絡先電話番号

委任者との関係

(委任事項) いずれか□一つを選択すること

- ・ 平成20年度関税割当(年度枠)の 申請 証明書の受領
- ・ 平成20年度関税割当(第1回、第2回、第3回)「保留枠」の 申請 証明書の受領
- ・ 平成20年度関税割当(第___回「再割当枠」)の 申請 証明書の受領
- ・ 平成20年度関税割当証明書の 返納
- ・ その他 ()

注1 この委任状は、申請又は証明書の受領等の都度、委任者自身が作成して下さい。

注2 全体をタイプ等使用(委任者が法人の場合、委任者欄のみゴム印使用は可)で作成した委任状付申請は受理しませんので、ご注意下さい。